



ジョブ・カードだより

宮城県地域ジョブ・カードサポートセンターでは、ジョブ・カード普及サポーター企業の皆様にジョブ・カード制度に関する各種情報提供のため、ジョブ・カードだよりを発行しています。

◇平成29年度センターの体制について◇

平素はジョブ・カード制度をご活用賜り、厚く御礼申し上げます。

四月に入り、新年度が始まりました。ジョブ・カードサポートセンターは前年度に引き続き、同じ職員体制にて開始致しました。本年度も何卒よろしくお願い致します。

◇制度説明会開催のお知らせ◇

当センターでは、7月に気仙沼商工会議所を会場に、「平成29年度 第一回ジョブ・カード制度説明会」を開催する予定です。今年度の助成金に関する改正内容を踏まえ、主な助成金の制度概要を説明するとともに、制度に関する資料を提供します。日程等に関する詳細につきましては開催前に案内チラシを発送致しますので、内容をご確認のうえ、ぜひご参加ください。

皆様のご参加を心からお待ちしています。

◇ジョブ・カード普及サポーター企業

登録の更新お願いについて◇

毎年、ジョブ・カード普及サポーター企業にご登録の事業所様に、登録期間の更新をお願いしています。詳しくは同封の更新案内にてご確認いただき、登録解除をご希望の事業所におかれましては、お手をか

けますが、当センターまで電話かメールにてその旨をお申し出ください。また、移転等に伴う住所等の登録内容の変更につきましても、併せてご連絡いただきますよう、登録内容の更新にご協力いただきますようお願いいたします。

◇制度内容改正のおしらせ◇

昨年度までご利用いただきましたキャリア形成促進助成金ならびにキャリアアップ助成金は、今年度から要件等が改正されています。申請をご検討の事業所・団体等におかれましては、申請書類や要件など十分ご確認いただきますよう、ご留意ください。

詳しくは宮城労働局およびハローワーク気仙沼、ジョブ・カードセンター（仙台商工会議所）、ジョブ・カードサポートセンター（気仙沼商工会議所）までお問い合わせください。

なお、当所では制度説明会を7月に開催予定ですので、詳しくは説明会にてご確認ください。

◇支給要領の改正について◇

これまで有期実習型訓練について、訓練

の適正化を図るため、今年度から細かい取り決めが厚生労働省から示されています。

つきましては、一部の改正内容を以下と
おり紹介しますので、改正等の内容をご確認
いただき、有期実習型訓練を実施する際
の参考にしてください。

【訓練の適正化】

○認められないキャリアコンサルティング
の実施方法を明記

- ・テレビ電話、電話、メールなどの方法によりおこなうもの
- ・ガイダンス、セミナー、グループワークなどの集団により行うもの

○「訓練計画届に不備が認められるもの」
の具体例の追加

〈追加内容〉

- ・弁護士、公認会計士、社会保険労務士の資格試験合格後、未だ士業を名乗れない者を訓練対象とする訓練計画
- ・在籍年数7年以上の者に対する在籍年数3年未満の者と同じ内容の訓練（訓練内容が在籍年数で習得できない知識・能力に限られている場合を除く）
- ・専門的・技術的能力が必要な業務に3年以上従事した経験がある者を当該専門的・技術的能力の基礎となる知識・能力で遂行することができる業務に従事させて行う訓練計画（看護師経験者を看護師補助、会計・総務当事務経験者を一般事務、介護福祉士経験者を介護サービス、理・美容師経験者を理・美容補助に従事させるもの等）
- ・過去10年以内におおむね6年以上継続して正規雇用されたことがある者は、職業能力形成機会に恵まれなかった者とは認められない。

◇訓練終了後の就労状況に関する

ご協力をお願い◇

当センターでは、厚生労働省からの委託を受け、有期実習型訓練などの教育訓練を終了された訓練受講生の就労状況について把握し、今後ジョブ・カード制度を推進していくための参考資料として活用させていただきたく、アンケート調査を実施しております。つきましては、訓練を実施された事業所に、訓練終了後の時点と訓練終了後3ヶ月経過した時点における訓練受講生の就労状況について、当センターよりお尋ねさせていただきますので、ご協力の程よろしく申し上げます。



ジョブ・カードだよりに関するご意見やご要望につきましては、下記までご連絡ください。

第2号 2017年4月1日（春夏号）発行

発行元 宮城県地域ジョブ・カードサポートセンター

（気仙沼商工会議所）

宮城県気仙沼市八日町2-1-11

TEL 0226（24）4961

FAX 0226（24）4962

（本紙の無断転載を禁ず）